

実務修習業務規程施行細則改正（抜粋） 新旧対照条文（改正部分は下線）

現行細則	改正細則（案）	備 考
<p style="text-align: center;"><b>実務修習業務規程施行細則</b></p> <p>業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第 50 条の規定に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。</p> <p>（実務修習業務を行う時間及び休日）</p> <p>第 2 条 規程第 4 条第 2 項に規定する実施方法は次のとおりとする。</p> <p>一 講義は、本会があらかじめ指定した期間において実施する。</p> <p>二 基本演習は、4 段階に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数（土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。）及び実施時期により年間延べ 10 日にわたり実施する。</p> <p>イ 第一段階 2 日間 概ね 4 月</p> <p>ロ 第二段階 3 日間 概ね 5 月</p> <p>ハ 第三段階 2 日間 概ね 8 月</p> <p>ニ 第四段階 3 日間 概ね 9 月</p> <p>三 実地演習は、実地演習実施機関の事業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらかじめ修習生に説明した時間に実施する。</p> <p>四 規程第 38 条第 1 項並びに第 2 項第二号及び第三号に規定す</p>	<p style="text-align: center;"><b>実務修習業務規程施行細則</b></p> <p>業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第 50 条の規定に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。</p> <p>（実務修習業務を行う時間及び休日）</p> <p>第 2 条 規程第 4 条第 2 項に規定する実施方法は次のとおりとする。</p> <p>一 講義は、本会があらかじめ指定した期間において実施する。</p> <p>二 基本演習は、4 段階に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数（土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。）及び実施時期により年間延べ 10 日にわたり実施する。</p> <p>イ 第一段階 2 日間 概ね <u>5 月</u></p> <p>ロ 第二段階 3 日間 概ね <u>6 月</u></p> <p>ハ 第三段階 2 日間 概ね 8 月</p> <p>ニ 第四段階 3 日間 概ね 9 月</p> <p>三 実地演習は、実地演習実施機関の事業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらかじめ修習生に説明した時間に実施する。</p> <p>四 規程第 38 条第 1 項並びに第 2 項第二号及び第三号に規定す</p>	<p>第 2 条 二 基本演習のうち、第一段階及び第二段階の実施時期を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一段階 → 概ね 5 月</li> <li>・第二段階 → 概ね 6 月</li> </ul>

実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則（案）	備 考
<p>る修了考査は、原則として毎年12月1日からその翌年2月末日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができる。</p> <p>五 規程第38条第2項第一号に規定する修了考査は、原則として毎年4月1日から5月31日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができるものとする。</p> <p>（受講申請書及び申込期間等）</p> <p>第4条 規程第8条第2項に規定する実務修習の受講申込みに関して必要な事項とは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申込期間は、毎年度の実務修習期間開始日の70日前から<u>21</u>日前までとする。</p> <p>ただし、規程第32条に規定する実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱い（以下、「みなし履修の取扱い」という。）の適用を受けようとする申込者は、実務修習期間開始日の30日前を申込期限とする。</p> <p>二 既に申し込んだ実務修習の取消しは、実務修習期間開始日の前日午後5時までに書面により本会に申請して行うものとする。</p> <p>2 規程第8条第1項第一号に規定する受講申請書とは、様式1とする。</p> <p>3 規程第8条第1項第三号に規定する書類とは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 様式2による実地演習実施機関及び指導者の承諾を得た実地演習受講登録申請書</p> <p>二 様式2-2による実務修習の受講にあたっての同意書</p> <p>三 規程第32条第1項に規定する物件調査実地演習のみなし履</p>	<p>る修了考査は、原則として毎年12月1日からその翌年2月末日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができる。</p> <p>五 規程第38条第2項第一号に規定する修了考査は、原則として毎年4月1日から5月31日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実施することができるものとする。</p> <p>（受講申請書及び申込期間等）</p> <p>第4条 規程第8条第2項に規定する実務修習の受講申込みに関して必要な事項とは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申込期間は、毎年度の実務修習期間開始日の70日前から<u>11</u>日前までとする。</p> <p>ただし、規程第32条に規定する実地演習における一部の演習を履修したものとする取扱い（以下、「みなし履修の取扱い」という。）の適用を受けようとする申込者は、実務修習期間開始日の30日前を申込期限とする。</p> <p>二 既に申し込んだ実務修習の取消しは、実務修習期間開始日の前日午後5時までに書面により本会に申請して行うものとする。</p> <p>2 規程第8条第1項第一号に規定する受講申請書とは、様式1とする。</p> <p>3 規程第8条第1項第三号に規定する書類とは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 様式2による実地演習実施機関及び指導者の承諾を得た実地演習受講登録申請書</p> <p>二 様式2-2による実務修習の受講にあたっての同意書</p> <p>三 規程第32条第1項に規定する物件調査実地演習のみなし履修</p>	<p>第4条 一 実務修習の受講 申込期間終了日 の変更 （申込期間を現 行から延長）</p>

## 実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則（案）	備 考
<p>修の取扱いの適用を受けようとする申込者は、第 20 条第 1 項第一号に規定する提出書類</p> <p>四 規程第 32 条第 2 項及び第 3 項に規定する一般実地演習のみなし履修の取扱いの適用を受けようとする申込者は、第 20 条第 1 項第二号に規定する提出書類</p> <p>4 修習生が実務修習の受講申込みに際して申請した内容に変更があるときは、速やかに、本会に変更の申請を行うものとする。</p> <p>なお、実地演習実施機関を変更する場合は、変更先の実地演習実施機関及び指導者の承諾を事前に得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和 2 年 4 月 23 日一部改正）</p> <p>本会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年 4 月 7 日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に鑑み、次の各号に定めるとおり、実務修習の実施方法を一部変更するものとする。</p> <p>一 第 16 条第十五号の規定は、本会が指定した期間中はこれを適用しない。</p> <p>二 修習生による第 16 条第九号に規定する物件調査実地演習報告書及び同条第十六号に規定する一般実地演習報告書の提出並びに実地演習実施機関による規程第 28 条に規定する実地演習の実施状況の報告は、第 16 条第十九号、第 17 条第二号及び第 18 条第六号の規定（別表 2 を含む。）にかかわらず、本会が指定した期日までに提出するものとする。</p>	<p>の取扱いの適用を受けようとする申込者は、第 20 条第 1 項第一号に規定する提出書類</p> <p>四 規程第 32 条第 2 項及び第 3 項に規定する一般実地演習のみなし履修の取扱いの適用を受けようとする申込者は、第 20 条第 1 項第二号に規定する提出書類</p> <p>4 修習生が実務修習の受講申込みに際して申請した内容に変更があるときは、速やかに、本会に変更の申請を行うものとする。</p> <p>なお、実地演習実施機関を変更する場合は、変更先の実地演習実施機関及び指導者の承諾を事前に得るものとする。</p> <p><u>（削 除）</u></p>	<p>・「附則（令和 2 年 4 月 23 日一部改正）」を削除。</p>

実務修習業務規程施行細則

現行細則				改正細則 (案)	備 考
<p>附 則 (令和 2 年 10 月 13 日一部改正)</p> <p>令和 2 年から令和 4 年に実施する実務修習における本細則の適用については、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとし、この読み替えは同表の第四欄に掲げる実務修習実施年又は実務修習受講回・コースに適用するものとする。</p>					
第一欄 (読み替える規定)	第二欄 (読み替えられる字句)	第三欄 (読み替える字句)	第四欄 (読み替えの適用を受ける実務修習実施年又は実務修習受講回・コース)		
第 2 条第二号 イ ロ ハ ニ	4 月 5 月 8 月 9 月	7 月 8 月 10 月 12 月	令和 3 年		
第 2 条第二号 イ ロ	4 月 5 月	5 月 6 月	令和 4 年		
第 2 条第四号	毎年 12 月 1 日からその翌年 2 月末日	4 月 1 日から 6 月 30 日	令和 4 年		
第 2 条第五号	毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日	7 月 1 日から 8 月 31 日	令和 4 年		
第 4 条第 1 項 第一号	21 日前	19 日前	第 15 回		

実務修習業務規程施行細則

現行細則				改正細則 (案)	備 考
第 4 条第 1 項 第一号ただし 書	30 日前	19 日前	第 15 回		
第 14 条第三 号イ	翌年の 3 月 31 日	6 月 30 日	第 15 回 1 年コース		
第 14 条第三 号ロ	10 月 31 日	1 月 31 日	第 15 回 2 年コース		
第 15 条第二 号イ	実務修習 期間開始 年の翌年	実務修習 期間開始 年	第 15 回 1 年コース		
第 15 条第二 号ロ	翌々年	翌年	第 15 回 2 年コース		
第 16 条第十 九号	12 月末日	実務修習 期間開始 年の 4 月 15 日	第 15 回		
第 16 条第十 九号、第 17 条各号	別表第 2	附則別表 第 1 のイ	第 14 回 2 年コース		
第 16 条第十 九号、第 17 条各号	別表第 2	附則別表 第 1 のロ	第 15 回		
第 18 条第二 号	1 年	1 年 3 ヶ 月	第 13 回 2 年コース 及び第 14 回 1 年コ ース (いずれも実務 修習期間を延長した 場合)		
第 18 条第二 号	1 年又は 2 年	9 ヶ 月	第 14 回 2 年コース 及び第 15 回 1 年コ ース (いずれも実務		

実務修習業務規程施行細則

現行細則				改正細則（案）	備 考
		又 は 1 年 9 ヶ 月	修習期間を延長した 場合)		
第 18 条第六 号	「期間 内」とあ るのは、 「延長期 間内」 と、別表 第 2 中 「実務修 習期間」 とあるの は「実務 修習延長 期間」	「別表第 2 の」と あるの は、「附 則別表第 1 のハの 延長」	第 13 回 2 年コース 及び第 14 回 1 年コ ース（いずれも実務 修習期間を延長した 場合)		
第 18 条第六 号	「期間 内」とあ るのは、 「延長期 間内」 と、別表 第 2 中 「実務修 習期間」 とあるの	「別表第 2 の」と あるの は、「附 則別表第 1 のニの 延長」	第 14 回 2 年コース 及び第 15 回 1 年コ ース（いずれも実務 修習期間を延長した 場合)		

実務修習業務規程施行細則

現行細則				改正細則（案）	備 考
	は「実務修習延長期間」				
<p>(注) 実務修習受講回とは、平成 18 年 12 月 1 日に開始した実務修習を第 1 回とし、平成 30 年 12 月 1 日に開始した実務修習を第 13 回、令和元年 12 月 1 日に開始した実務修習を第 14 回、規程附則（令和 2 年 10 月 13 日一部改正）に定める読み替えの適用により令和 3 年 3 月 1 日に開始する実務修習を第 15 回とする。</p> <p>コースとは、規程第 23 条第 2 項各号に掲げる実務修習期間をいう。</p> <p><u>(新 設)</u></p>				<p><u>附 則（令和 6 年 9 月 10 日一部改正）</u> <u>改正後の細則は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。</u></p>	

実務修習業務規程施行細則

現行細則								改正細則（案）								備 考	
別表第 1 一般実地演習の分類及び必須件数並びに提出回（第16条第二十号関係）								別表第 1 一般実地演習の分類及び必須件数並びに提出回（第16条第二十号関係）								・「別表第1」のレイアウト・文言を修正。 ・類型等「宅地見込地・農地・林地」の1年コース（提出回）を「第3回」→「第1回」に変更する。  → 第3回（1年コース）の提出件数変更に伴う措置。	
一般実地演習の分類及び必須件数の内訳並びに提出回								一般実地演習の分類及び必須件数の内訳並びに提出回									
番号	分類		細分化類型	件数	備考	コース(提出回)		種別	類型等	番号	細分化類型	件数	備考	コース(提出回)			
	種別	類型等				1年	2年							1年	2年		
1	1. 宅 地	更地	住宅地	1件		1回	1回	1. 宅 地	更地	1	住宅地	1件		第1回	第1回		
2			商業地	1件		1回	1回			2	商業地	1件		第1回	第1回		
3			工業地	—	※1	—	—			3	工業地	—	※1	—	—		
4			大規模画地	1件		1回	2回			4	大規模画地	1件		第1回	第2回		
5		底地	底地	1件		1回	2回			5	底地	1件		第1回	第2回		
6	2. 見込地等	宅地見込地・農地・林地	宅地見込地	1件	※1	3回	2回	2. 見込地等	宅地見込地・農地・林地	6	宅地見込地	1件	※1	第1回	第2回		
7			農地							7	農地						
8			林地							8	林地						
9	3. 建物及びその敷地	自用の建物及びその敷地	低層住宅	1件		2回	2回	3. 建物及びその敷地	自用の建物及びその敷地	9	低層住宅	1件		第2回	第2回		
10			業務用ビル	1件		2回	3回			10	業務用ビル	1件		第2回	第3回		
11		貸家及びその敷地	居住用賃貸	1件		2回	3回		貸家及びその敷地	11	居住用賃貸	1件		第2回	第3回		
12			オフィス用賃貸	1件		2回	3回			12	オフィス用賃貸	1件		第2回	第3回		
13		区分所有建物及びその敷地	マンション	1件	※2	3回	4回		区分所有建物及びその敷地	13	マンション	1件	※2	第3回	第4回		
14			事務所・店舗ビル							14	事務所・店舗ビル						
15		借地権付建物	住宅地	1件	※3	2回	4回		借地権付建物	15	住宅地	1件	※3	第2回	第4回		
16			商業地							16	商業地						
17		4. 賃 料	地代	新規地代	1件	※4	3回		4回	4. 賃 料	地代	17	新規地代	1件	※4	第3回	第4回
18				継続地代								18	継続地代				
19	家賃		新規家賃	1件	※5	3回	4回	家賃	19		新規家賃	1件	※5	第3回	第4回		
20			継続家賃						20		継続家賃						
合 計				13件	合 計				13件								
※1 6番、7番又は8番からいずれか1件を選択し、演習・提出を行う。 ただし、やむを得ない事由により課題の設定が著しく困難な場合には、「宅地見込地・農地・林地」の代替として、「3番・工業地」への代替を認める。								※1 6、7又は8からいずれか1件を選択して演習を行う。 ただし、課題の設定が著しく困難な場合には、「宅地見込地・農地・林地」の代わりに、「3. 工業地」の選択が可能。									
※2 13番又は14番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。								※2 13もしくは14のうち、どちらか1件を選択して演習を行う。									
※3 15番又は16番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。								※3 15もしくは16のうち、どちらか1件を選択して演習を行う。									
※4 17番又は18番のうち、1件を選択し、演習・提出を行う。								※4 17もしくは18のうち、どちらか1件を選択して演習を行う。									
※5 上記※4で「17番・新規地代」を選択した場合は「20番・継続家賃」を選択し、「18番・継続地代」を選択した場合は、「19番・新規家賃」を選択しなければならない。								※5 上記※4で「17. 新規地代」を選択した場合は「20. 継続家賃」を選択し、「18. 継続地代」を選択した場合は、「19. 新規家賃」を選択する必要がある。									



## 実務修習業務規程施行細則

現行細則					改正細則 (案)					備 考																																																															
別表第2 一般実地演習における履修期限等(第16条第十八号、第17条、第18条第六号関係) 一般実地演習における履修期限等(※1, 2)					別表第2 一般実地演習における履修期限等(第16条第十八号、第17条、第18条第六号関係) 一般実地演習における履修期限等(※1, 2)					別表第2 各コース1回目の提出回における当初期間履修期限の変更(2年コースは4回目の提出回も対象) ・ 3月末を翌月4月15日へ変更  1年コースにおいて、当初期間提出件数を変更する。 ・ 1回目提出： 4件 → 5件 ・ 2回目提出： 5件 → 5件 ・ 3回目提出： 4件 → 3件																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実務修習期間(コース)</th> <th>提出回</th> <th>当初期間履修期限</th> <th>当初期間提出件数</th> <th>期間内再履修時履修期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1年</td> <td>1回</td> <td>3月末日</td> <td>4件</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>7月末日</td> <td>5件</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>10月末日</td> <td>4件</td> <td>(※3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2年</td> <td>1回</td> <td>1年目の3月末日</td> <td>2件</td> <td rowspan="4">2年目の7月末日(※4)</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>1年目の7月末日</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>1年目の10月末日</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>4回</td> <td>2年目の3月末日</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 表中「当初期間」とは、修習生が実務修習の受講申込み時に選択した、受講開始当初の規程第23条第2項各号に規定するいずれかの期間(コース)のことをいう。</p> <p>※2 表中「期間内再履修」とは、修習生が当初期間内において再履修を行うことをいう。</p> <p>※3 1年コース第3回提出の類型等について、実務修習期間内に再履修することはできない。</p> <p>※4 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、2年目の10月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第17条の規定を準用し、同条各号中「別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日」とあるのは、「2年目の10月末日」と読み替えるものとする。</p>					実務修習期間(コース)	提出回	当初期間履修期限	当初期間提出件数	期間内再履修時履修期限		1年	1回	3月末日	4件	10月末日	2回	7月末日	5件	10月末日	3回	10月末日	4件	(※3)	2年	1回	1年目の3月末日	2件	2年目の7月末日(※4)	2回	1年目の7月末日	4件	3回	1年目の10月末日	3件	4回	2年目の3月末日	4件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実務修習期間(コース)</th> <th>提出回</th> <th>当初期間履修期限</th> <th>当初期間提出件数</th> <th>期間内再履修時履修期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1年</td> <td>1回</td> <td>4月15日</td> <td>5件</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>7月末日</td> <td>5件</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>10月末日</td> <td>3件</td> <td>(※3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2年</td> <td>1回</td> <td>1年目の4月15日</td> <td>2件</td> <td rowspan="4">2年目の7月末日(※4)</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>1年目の7月末日</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>1年目の10月末日</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>4回</td> <td>2年目の4月15日</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 表中「当初期間」とは、修習生が実務修習の受講申込み時に選択した、受講開始当初の規程第23条第2項各号に規定するいずれかの期間(コース)のことをいう。</p> <p>※2 表中「期間内再履修」とは、修習生が当初期間内において再履修を行うことをいう。</p> <p>※3 1年コース第3回提出の類型等について、実務修習期間内に再履修することはできない。</p> <p>※4 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、2年目の10月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第17条の規定を準用し、同条各号中「別表第2の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日」とあるのは、「2年目の10月末日」と読み替えるものとする。</p>					実務修習期間(コース)	提出回	当初期間履修期限	当初期間提出件数	期間内再履修時履修期限	1年	1回	4月15日	5件	10月末日	2回	7月末日	5件	10月末日	3回	10月末日	3件	(※3)	2年	1回	1年目の4月15日	2件	2年目の7月末日(※4)	2回	1年目の7月末日	4件	3回	1年目の10月末日	3件	4回	2年目の4月15日
実務修習期間(コース)	提出回	当初期間履修期限	当初期間提出件数	期間内再履修時履修期限																																																																					
1年	1回	3月末日	4件	10月末日																																																																					
	2回	7月末日	5件	10月末日																																																																					
	3回	10月末日	4件	(※3)																																																																					
2年	1回	1年目の3月末日	2件	2年目の7月末日(※4)																																																																					
	2回	1年目の7月末日	4件																																																																						
	3回	1年目の10月末日	3件																																																																						
	4回	2年目の3月末日	4件																																																																						
実務修習期間(コース)	提出回	当初期間履修期限	当初期間提出件数	期間内再履修時履修期限																																																																					
1年	1回	4月15日	5件	10月末日																																																																					
	2回	7月末日	5件	10月末日																																																																					
	3回	10月末日	3件	(※3)																																																																					
2年	1回	1年目の4月15日	2件	2年目の7月末日(※4)																																																																					
	2回	1年目の7月末日	4件																																																																						
	3回	1年目の10月末日	3件																																																																						
	4回	2年目の4月15日	4件																																																																						

実務修習業務規程施行細則

現行細則				改正細則（案）	備 考
附則別表第 1 のイ 第 14 回 2 年コースの一般実地演習における履修期限等（附則（令和 2 年 10 月 13 日一部改正）関係）				<del>(削 除)</del>	・「附則別表第 1 のイ」を削除。
提出回	当初期間履修期限	当初期間提出件数	期間内再履修時履修期限		
1 回	令和 2 年 3 月末日	2 件	令和 3 年 10 月末日 (※)		
2 回	令和 2 年 7 月末日	4 件			
3 回	令和 2 年 10 月末日	3 件			
4 回	令和 3 年 6 月末日	4 件			
※ 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、令和 4 年 1 月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第 17 条の規定を準用し、同条各号中「別表第 2 の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日」とあるのは、「令和 4 年 1 月末日」と読み替えるものとする。					

実務修習業務規程施行細則

現行細則					改正細則 (案)	備 考
附則別表第 1 のロ 第 15 回の一般実地演習における履修期限等 (附則 (令和 2 年 10 月 13 日一部改正) 関係)					<del>(削 除)</del>	・「附則別表第 1 のロ」を削除。
実務修習期間 (コース)	提出回	当初期間 履修期限	当初期間 提出件数	期間内再履修時 履修期限		
1 年	1 回	令和 3 年 6 月末日	4 件	令和 4 年 1 月末日		
	2 回	令和 3 年 10 月末日	5 件	令和 4 年 1 月末日		
	3 回	令和 4 年 1 月末日	4 件	(※1)		
2 年	1 回	令和 3 年 6 月末日	2 件	令和 4 年 7 月末日 (※2)		
	2 回	令和 3 年 10 月末日	4 件			
	3 回	令和 4 年 1 月末日	3 件			
	4 回	令和 4 年 5 月末日	4 件			
※1 1 年コース第 3 回提出の類型等について、実務修習期間内に再履修することはできない。						
※2 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、令和 4 年 10 月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第 17 条の規定を準用し、同条各号中「別表第 2 の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日」とあるのは、「令和 4 年 10 月末日」と読み替えるものとする。						

実務修習業務規程施行細則

現行細則				改正細則 (案)	備 考
附則別表第 1 のハ 実務修習期間を延長した第 13 回 2 年コース及び第 14 回 1 年コースに係る延長期間の一般実地演習における履修期限等 (附則 (令和 2 年 10 月 13 日一部改正) 関係)				(削 除)	・「附則別表第 1 のハ」を削除。
実務修習延長期間	提出回	延長期間履修期限	当初期間提出件数		
1 年 3 ヶ月	1 回	令和 3 年 6 月末日	(※1)		
	2 回	令和 3 年 10 月末日			
2 年	1 回	令和 3 年 6 月末日	(※2)		
	2 回	令和 3 年 10 月末日			
	3 回	令和 4 年 1 月末日			
	4 回	令和 4 年 5 月末日			
※1 修得が確認されていない課題の件数を、2 回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から 1 件ずつ割り振るものとする。					
※2 修得が確認されていない課題の件数を、4 回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から 1 件ずつ割り振るものとする。					
※3 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、令和 4 年 10 月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第 17 条の規定を準用し、同条各号中「別表第 2 の期間内再履修時履修期限の欄に定める期日」とあるのは、「令和 4 年 10 月末日」と読み替えるものとする。					

実務修習業務規程施行細則

現行細則					改正細則 (案)	備 考
附則別表第 1 のニ 実務修習期間を延長した第 14 回 2 年コース及び第 15 回 1 年コースに係る延長期間の一般実地演習における履修期限等 (附則 (令和 2 年 10 月 13 日一部改正) 関係)					<u>(削 除)</u>	・「附則別表第 1 のニ」を削除。
実務修習 延長期間	提出 回	延長期間 履修期限	当初期間 提出件数	延長期間内 再履修時 履修期限		
9 ヶ月	1 回	令和 4 年 5 月末日	(※1)	令和 4 年 10 月末日		
	2 回	令和 4 年 7 月末日		令和 4 年 10 月末日		
1 年 9 ヶ 月	1 回	令和 4 年 5 月末日	(※2)	令和 5 年 7 月末日 (※3)		
	2 回	令和 4 年 7 月末日				
	3 回	令和 4 年 10 月末日				
	4 回	令和 5 年 3 月末日				
※1 修得が確認されていない課題の件数を、2 回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から 1 件ずつ割り振るものとする。						
※2 修得が確認されていない課題の件数を、4 回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から 1 件ずつ割り振るものとする。						
※3 修習生は、当該再履修により提出した一般実地演習報告書が、審査会の審査の結果、単元の認定を受けられなかった場合、当該単元について、令和 5 年 10 月末日を期限として、再度、履修することができる。この場合、第 17 条の規定を準用し、同条各号中「別表第 2 の期間内再履修時履修期						

## 実務修習業務規程施行細則

現行細則	改正細則（案）	備 考
<p>限の欄に定める期日」とあるのは、「令和 5 年 10 月末日」と読み替えるものとする。</p>		